

## 住所変更に伴う主な手続き

【参考】

住所変更後に必要となる主な手続きを参考に挙げたものです。この表で示したものの以外でも住所を届け出ているところへは、住所の変更が必要となることもあります。詳細については、各届出先にお問い合わせ下さい。

市役所以外で、住所変更に伴う手続きの主なもの

(TELは H26 年 7 月現在)

事 項	該 当 者	届 出 先	必要書類等手続きについて
土地・建物等不動産の所有者の表示変更登記	土地・建物等不動産を所有している方	千葉地方法務局市原出張所 TEL 0436-41-3241 又は 所有している不動産を管轄する法務局	法務局へお問い合わせ下さい。
自動車運転免許証	自動車運転免許証をお持ちの方	運転免許センター(千葉) TEL 043-274-2000 又は 市原警察署交通課 TEL 0436-41-0110	免許センター等にお問い合わせ下さい。
自動車検査証又は軽自動車届済証(軽二輪)	自動車検査証等をお持ちの方	袖ヶ浦自動車検査登録事務所 又は 軽自動車検査協会	自動車検査登録事務所等にお問い合わせ下さい。
お勤め先への届出	お勤めの方	お勤め先	お勤め先にお問い合わせください。
取引金融機関等	金融機関との取引がある方	各取引金融機関	各取引金融機関にお問い合わせください。
電話(携帯電話含む)、電気、ガス、水道等	取引がある方	各取引会社	各取引会社にお問い合わせください。

- ※ 1. この表の項目のほか、免許類で法令により住所変更の届出を要するものは、それぞれ所定の手続きを行ってください。  
2. 郵便局にて、転居届の手続きを行っておくと、1年間旧住所に届いた郵便物を新住所に転送するサービスがあります。詳細は郵便局へお願いします。

**注意) 住民票は除票になってから原則 5 年保存です。証明書が発行可能な間に住所変更のお手続きをお勧めします。**